

広島県告示第四百九号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）第十九条第一項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広島県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、公布の日から施行する。

なお、昭和二十五年広島県告示第五百七十七号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）は、廃止する。

令和八年四月一日

広島県知事 横 田 美 香

学校法人の行うことのできる収益事業の種類

学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校（私立学校、私立各種学校又は私立専修学校をいう。以下同じ。）の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。）は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる事業であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの